

4. 会務に係る交通費の支給について

承認：2019年6月30日

宮城県臨床心理士会（以下宮城県士会）は、会員が宮城県士会の会務に従事するために負担した交通費について支給する。

現在、日本臨床心理士会関連出張、県内出張、役員会参加、自殺防止対策事業に対し、自宅から活動場所までの交通費支給を行っているが、委員会・部会（学校臨床心理士調整連絡会・危機管理センターを含む）の活動に対しても支給を拡充する。拡充対象は定期総会資料に事業報告として記載された委員会・部会（学校臨床心理士調整連絡会・危機管理センターを含む）の活動とし、支給対象を明確にし、手続きの複雑さを解消するために活動報告書が提出された活動に対し一人当たり一律1,000円の支給とする。また、役員の会務に対しても活動状況に鑑み、宮城県士会の交通費支給規定に則った形で交通費支給を拡充する。

委員会・部会（学校臨床心理士調整連絡会・危機管理センターを含む）の活動および支給対象者については、以下のように交通費支給の方針を定める。

1. 各委員会

(1) 委員会開催（ミーティング含む）

…委員会およびミーティング参加者に支給する。

(2) 定例研修会運営

…定例研修会の運営担当者に支給する。

(3) 新入・転入会員対象の研修会およびスーパービジョン研修会の運営

…研修会の運営担当者に支給する。

(4) 会報の発行

…会報の発行作業に参加した担当者に支給する。

(5) 「こころの健康相談」の運営・広報チラシの送付

…運営およびチラシ送付作業に参加した担当者に支給する。

※ 現在総会資料に含まれていないが、選挙管理委員会の選挙管理活動に対しても支給する。

2. 学校臨床心理士調整連絡会

(1) SC 応募者リストの提出

...リストの提出に係る作業に参加した担当者に支給する。

(2) 緊急支援リーフレットの作成に係るミーティング（不定期に実施）

...ミーティング参加者に支給する。

3. 危機管理センター

(1) ミーティング実施（地域支援事業含む）

...ミーティング参加者に支給する。

(2) 定例研修会運営

...定例研修会の運営担当者に支給する。

4. 各部会

(1) 部会開催

...部会参加者に支給する。

(2) 定例研修会運営

...定例研修会を運営する担当者に支給する。

(3) リソースセンターの清掃

...清掃作業に参加した担当者に支給する。

支給の開始日を 2019 年 4 月 1 日からとする。